

## 平成31年度補正予算編成方針

今、国内外の情勢が大きく変わりゆく時代の潮目にあり、本県としても、県民生活に関わる変化への柔軟な対応が求められている。新たな時代「令和」の幕開けにあたり、改めて県民中心の県政を基本姿勢として、安心・活力・発展の大分県づくりを強力に推進しなくてはならない。

そのためにはまず、少子高齢化、人口減少の流れを緩和し、歯止めをかけるべく、魅力ある仕事をつくり、活力ある地域をつくって、定住者を増やしていくことが急務となっている。また、世界的に先端技術が広がり、世の中のありようまで変えようとしている中、IoTやAI、ロボット、ドローン等の先端技術に挑戦し、地域課題の解決や県内中小企業による新たな産業のフロンティア開拓に活用することが大事である。南海トラフ巨大地震や豪雨災害などの大規模災害に対しては、抜本的な対策を講じて、県民の命と暮らしを守る強靱な県土を造っていかねばならない。これらの課題は、長期的・総合的視点が求められるものであると同時に、今、全力を傾注して成果を上げていかねばならない喫緊の課題でもある。加えて、10月には消費税率引上げが行われることとなっており、景気回復を持続させるため、国の動きを注視しながらしっかりと対応していく必要がある。

こうした考え方の下、補正予算の編成にあたっては、県政推進指針に掲げる重点項目について20億円の特別枠を設けるとともに、厳しい財政環境の中、持続可能な財政基盤を維持するため、財源の重点的かつ効率的な配分に努める方針であり、その要領は次のとおりとする。

### 第一 全般的事項

当初予算においては、義務的経費及び継続事業を主体に計上していることから、補正予算では、政策的経費の新規事業を中心に編成することとする。

補正予算は、限られた期間及び人員の中で編成し、執行することから、事業構築にあたっては、庁内はもとより、市町村や関係団体と事前に十分協議するとともに、既決予算の執行も考慮し、事業の発現効果にも留意すること。

なお、補正予算の編成においても、予算要求の概要を公表することとしている。

### (消費税率引上げに伴う措置)

消費税率引上げに伴い、県税等の歳入科目については確実に反映した上で見込むとともに、歳出所要額の算定にあたっては、工事請負等の税率に関する経過措置などにも留意し適切な額を見込むこと。

## 第二 歳入に関する事項

### 1 県税

経済情勢の推移、特に法人関係税や地方消費税の動向に留意のうえ、改めて年間徴収見込額を算定すること。

### 2 地方交付税

県税収入の動向に留意のうえ、年間見込額を算定すること。

### 3 国庫支出金

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策にかかる国庫補助金など、国の動向を十分に把握し、活用可能なものについては精査し計上すること。

### 4 使用料及び手数料

受益者負担を原則とし、消費税率引上げ等を条例に適切に反映させるとともに、今回補正計上分については歳出に見合う収入見込額を計上すること。

### 5 基金繰入金

各種基金については、基金所管部と調整のうえ部局間連携を図り幅広く活用するとともに、国の交付金による基金については、その有効活用に努めること。

### 6 県債

残高に留意のうえ、有利な起債の活用に努めること。

## 第三 歳出に関する事項

予算要求は、部局ごとに31年度当初予算と合算し、原則として30年度当初予算額（一般財源等ベース、以下同じ）に対し、次に示す基準の範囲内で要求すること。

### 1 政策的経費

#### (1) おおいた創生加速前進枠予算

各部局の要求枠とは別に、20億円の特別枠を設けるので、31年度県政推進指針に掲げる項目に則って、創意工夫をこらした新規事業を積極的に要求すること。なお、実質的継続となる組替え新規事業は対象としないので留意すること。

#### (2) 政策予算（非投資）

30年度当初予算額から事務事業評価結果反映分（B：3割、C以下：全額、事務事業評価対象外事業は事務事業の点検結果に基づく是正額）、28年度予算特別枠の整理分、特殊要因分（シーリング対象外経費、以下同じ）を控除した後、30年度予算における節約額及び事務事業評価反映分を踏まえた特殊要因分を加算した範囲内とする。

なお、事務事業評価結果反映分の減算については、スクラップ・アンド・ビルド促進のために設けたものであり、減算相当額の予算枠については、特別枠を用いて施策推進効果の高い事業へと組替えた部局に付与することとし、その要領は別途指示する。

### (3) 投資的予算

#### 公共事業

国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業を積極的に受け入れ、31年度の国の内示を踏まえた年間所要額を要求すること。

なお、災害復旧及び災害関連事業については、年間所要額を要求すること。

#### 一般国庫補助事業及び単独事業

30年度当初予算額（地方負担額ベース）の範囲内で要求すること。なお、31年度地方財政計画で新設された緊急自然災害防止対策事業については、予算編成過程で検討する。

### 2 経常的経費

管理予算及び部局枠予算については、当初予算において年間所要額を計上しているため、原則として補正は行わない。

### 3 債務負担行為

後年度における経費支出を義務付けるものであることから、設定にあたっては慎重を期すること。

## 第四 他会計に関する事項

一般会計に準じて要求すること。